

事業主のみなさまへ

就職氷河期世代を対象とした求人申込を検討してみませんか？

「就職氷河期世代活躍支援」のご案内

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の中には、希望する就職ができず、失業中や不安定な仕事に就いている状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方がいます。

そのため、ハローワークでは就職氷河期世代の方々に対する就職支援の一環として、就職氷河期世代を対象とした限定求人や就職氷河期世代の応募を歓迎する求人確保に取り組んでいます。

**35歳以上55歳以下
就職氷河期世代** を対象とした求人申込みが可能です

◎求人申込に当たっての留意事項

雇用期間	雇用期間の定めなしが選択されていること
必要な経験等	経験、技能、知識等が応募条件として付されていないこと
必要な免許・資格	当該免許等が実務経験を有しないこと
選考方法	書類選考や筆記試験ではなく「面接」のみとするように努めてください。
※求人条件特記事項欄等に、就職氷河期世代の募集であることが分かるように表示します。	



年齢制限
35歳から55歳

就職氷河期世代限定求人



年齢制限
不問（年齢制限無し）又は
定年を上限とする募集が可能です。

就職氷河期世代歓迎求人

※就職氷河期世代に限定せず、
求人募集をかけることが可能です。

◎就職氷河期世代としての対象労働者

- 雇入れ日前1年間に正社員として雇用されていない者、かつ、
以下のいずれかに該当する安定した就労経験が乏しい者で、安定した雇用を希望している者
- 雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者
 - 概ね1年以上臨時的・短期的な就業を繰り返している者
 - 臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い者
 - 非正規雇用の就業経験が多い者
 - 離職後の就労期間が短い者

裏面に記載されている、各種助成金もご活用いただき、
就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材育成をお願いします

申込及びお問い合わせ先：0250-22-2233（部門コード31#）
ハローワーク新津 事業所・学卒部門

就職氷河期世代活躍支援の際、ご活用いただける主な助成金

◎トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

求職者を一定期間試行的に雇い入れようとする場合

安定的な就職が困難な求職者を一定期間（原則3ヶ月）試行雇用する場合、事業主は「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」の支給を受けることができます。



対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none">①2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者②離職している期間が1年超の者③妊娠、出産・育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者④フリーター・ニート等でハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている55歳以下の者⑤特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）	月額 4 万円

上記いずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象労働者となります。

◎特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

正社員経験が無い（少ない）方を正社員として新たに雇い入れようとする場合

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方（非正規雇用労働者である方も含む）を、正社員として雇い入れる場合、事業主は、「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給を受けることができます。



対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none">○雇入日現在1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日の間に生まれた方○「雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者」かつ、「雇入れ日前1年間に正社員として雇用されていない者」○職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」○安定した雇用を希望している者○ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者	対象労働者1人あたり 計 60 (50) 万円 6ヶ月定着後：30(25)万円 1年定着後：30(25)万円 〔※括弧内は中小企業以外〕

【ご案内】

本コースの対象となる労働者を雇い入れ、訓練+賃上げを実施した場合に、



本コースの1.5倍の助成額を支給する「成長分野等人材確保・育成コース」があります。

対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、こちらのパンフレットもご覧ください。

各助成金の支給対象要件は、記載の要件の他にもハローワーク等の紹介による雇入れなどの要件があります。詳細はハローワークまでお問い合わせください。